

第6章 保存管理の方向性と方法

第1節 方向性

台地上全体の磯浜古墳群の完全保存を目指すものとする。把握された6つの古墳ばかりではなく、把握されていない古墳が埋没する可能性がある空闲地を含め、古墳群総体の構造を解明する必要がある。そのためには、町による計画的、学術的な範囲確認調査が必要である。

発掘調査の成果や調査研究の深化は、今後とも更新されるものであるから、大洗町教育委員会は、全国的な情報網や専門家などからそれらの成果を受け取り、最新の内容に更新することを心掛け、磯浜古墳群がどのような歴史的・社会的背景で営まれた史跡であるのか、磯浜古墳群の本質的価値の理解をより一層深めるものとする。

現在の指定地外でも、将来的な調査により価値が定まったり、本質的価値を持ちながらも何らかの事情により指定に至っていなかったりする土地については、地権者にその価値を伝え、同意を得て、追加指定の策を講じていくものとする。現在、あるいは将来的な史跡磯浜古墳群の範囲については、管理団体である大洗町が土地の公有化を進め、個別の事象について適切な管理を行いながら、恒久的な保護を実現する。

指定地における現状変更の範囲については、『文化財保護法』第125条、あるいは『文化財保護法施行令』第5条の規定に従い、文化庁、あるいは茨城県教育委員会への事前の申請が必要で、それらの判断による許可を必要とする。その細かな取扱方針については、軽微で許可までは必要とせず、大洗町教育委員会が扱う案件も含め、本計画の中で定めるものとする。

第2節 方 法

今後進める具体的な保存管理の方法については、第4章第1節の「保存管理の現状と課題」を通して明らかとなった現状と課題を踏まえた上で、上記方向性に示した内容に沿って、具体的に記述していく。

図1-1で示した緑の計画範囲（周知の埋蔵文化財包蔵地：磯浜古墳群と同じ範囲）内について、磯浜古墳群の遺構の有無、及び顕在化している価値により、下記のA～C地区の地区分類を設定する（図6-1）。

A地区：令和2年3月に史跡指定を受けた史跡磯浜古墳群を構成する25筆の範囲。

B地区：史跡指定地外だが、平成21～24・令和元・2年度の測量調査・範囲確認調査成果により、磯浜古墳群・磯浜海防陣屋跡の遺構の一部が埋蔵されている、あるいは埋蔵されている可能性が高い範囲（筆単位）。

C地区：史跡指定地外で、磯浜古墳群の埋蔵はこれまでに確認されていないが、今後の調査によっては、磯浜古墳群を構成する一部が確認される可能性がある範囲。将来的に保存を検討する範囲である。



図6-1 地区分類

A 地区・B 地区・C 地区のそれぞれの地区分類は、現行で図 6-1 の通りであるが、今後、下記の指標が確認された場合、原則的に筆単位で変更するものとする。

B 地区から A 地区への変化の指標：

文化庁との協議、地権者の同意や調査成果の報告書作成などを経て、国指定史跡として追加指定した場合。

C 地区から B 地区への変化の指標：

測量調査や範囲確認調査などにより、古墳に関連した遺構や遺物を検出した場合。

1.A 地区

令和 2 年 3 月に史跡指定を受けた 25 筆の範囲が該当する。古墳別に A- 1 ～ A- 3 地区に細分する。

A- 1：史跡指定を受けた範囲の内、姫塚古墳の墳丘・周溝が埋没する 2 筆

A- 2：史跡指定を受けた範囲の内、車塚古墳の墳丘・周濠が埋没する 6 筆

A- 3：史跡指定を受けた範囲の内、日下ヶ塚古墳の墳丘・周濠が埋没する 17 筆

1-1. 個別の古墳の保存管理の方法

(1) 姫塚古墳 (A- 1)

対象：字米蔵地 3510 番 1、字諏訪脇 3511 番の 2 筆

保存に関わること	調査研究に関わること	管理に関わること
・民有地 2 筆について、境界確認を完成させた後、公有化する。	・形態の似た弥生時代墳丘墓や出現期古墳の類例を収集し、遺構の両面から歴史的な位置づけを吟味する。 ・小型丸底鉢の類例を収集し、遺物の面から歴史的な位置づけを吟味する。	・古墳見学者等による駐車場利用を制限する。 ・生えるヤブツバキ・ヒサカキ・ニセアカシア等の樹木により、墳丘や周溝部が痛むため、樹木管理し、適量を伐採する。 ・祠については、古墳との歴史的複合性を考慮しつつ、地権者とその取扱いについて協議を進める。

表6-1 姫塚古墳の保存管理の方法

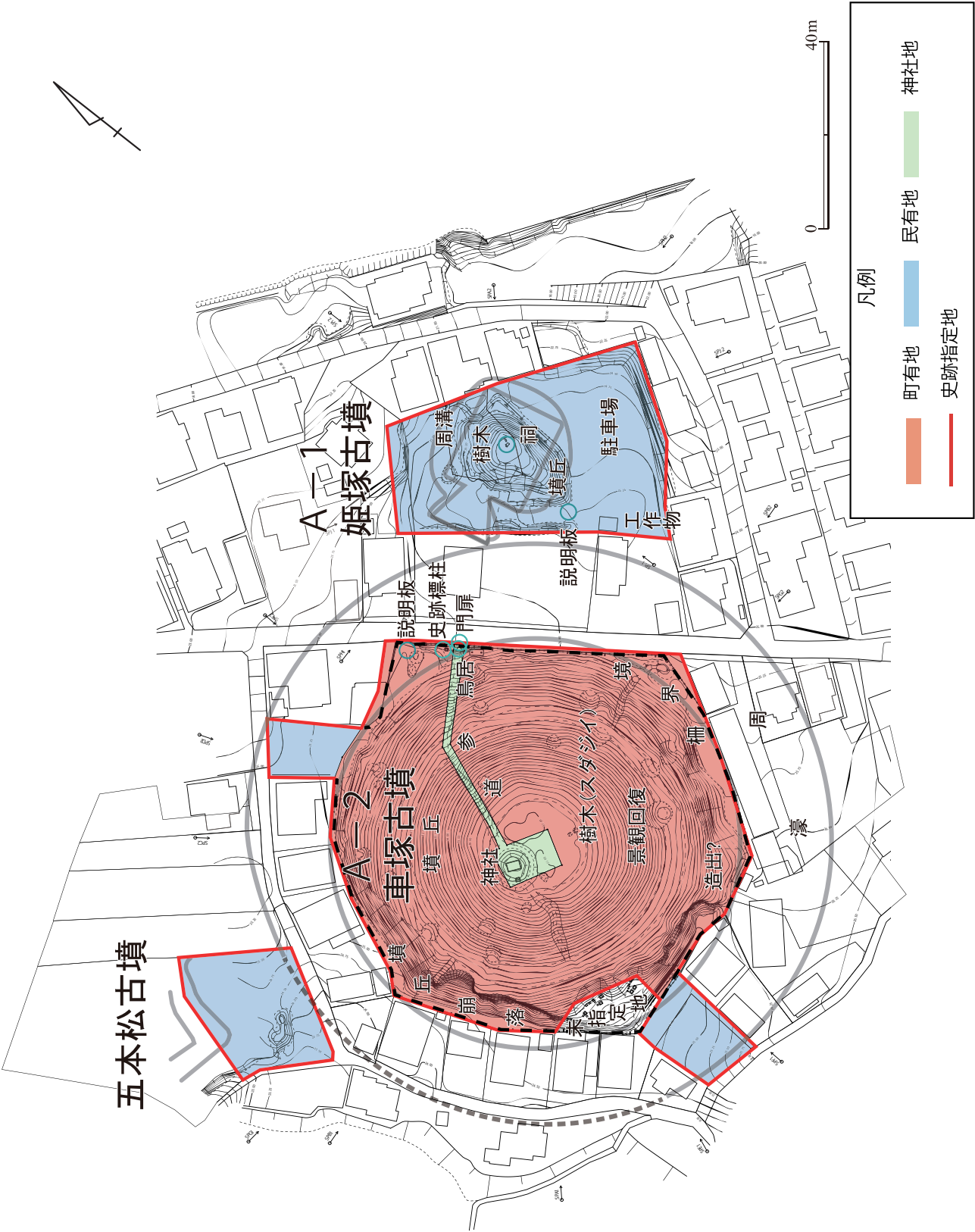


図6-2 車塚古墳・姫塚古墳の保存管理の方法

(2) 車塚古墳 (A- 2)

対象：字諏訪 2882 番 1・2882 番 3・2883 番 1・2883 番 3、字諏訪脇 2886 番・2887 番 3 の 6 筆

保存に関わること	調査研究に関わること	管理に関わること
・民有地について、境界確認を完成させた後、公有化する。 ・南西裾の未指定地である墓地については、保存管理・整備上とも重要な筆であるので、地権者と交渉を重ね、国指定史跡の同意を得る。 ・削土により急傾斜地となっている西側～南側の下段斜面・裾部については、『土砂災害防止法』の土砂災害警戒区域には入っていないものの、崩落等の危険があり、史跡の保護策と共に、急傾斜地に対する対策を取らなければならないだろう。	・南裾に造出状の張り出しがあるが、その性格が不明のため、追加調査を実施し、解明していく必要がある。 ・墳頂平坦面・中段平坦面・下段平坦面より、朝顔形円筒埴輪・普通円筒埴輪・球形胴壺形埴輪が出土しているが、配列が不明の部分があるので、追加調査が必要である。	・墳丘裾を取り巻く境界柵や門扉については、遺構の上に載っているため、遺構に影響の無い範囲で撤去処分を進める。 ・史跡標柱については、遺構に影響の無い範囲で撤去処分を進める。 ・墳頂部の神社、墳丘斜面の参道、東裾部の鳥居の工作物等に関する今後の取り扱いについて、古墳との歴史的複合性を考慮しつつ、地権者と協議する。 ・墳丘のスダジイを中心とする樹木については、適量を伐採し、史跡の保護、及び景観回復を行う。

表6-2 車塚古墳の保存管理の方法

(3) 日下ヶ塚古墳 (A- 3)

対象：字磯鼻 2861 番・2862 番・2863 番・2864 番、字権現堂 2836 番 1・2836 番 2・2839 番、字諏訪 2879 番 1、字日下ヶ塚 2865 番 1・2865 番 4・2865 番 6・2865 番 7・2865 番 8・2865 番 17・2866 番・2880 番・2881 番 2 の 17 筆

保存に関わること	調査研究に関わること	管理に関わること
・民有地について、境界確認を完成させた後、公有化する。 ・建築物については、遺構に影響の無い範囲での除却は認め、地下に影響する新築や増改築は認めない。 ・耐用年数を越えた後円部を覆う遮水シートについては、すでに劣化が進んでいるため、一度剥がし、今後の必要性を吟味する。 ・『土砂災害防止法』の「土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）」に入っている後円部の西斜面については、急傾斜地の崩落等の危険があり、史跡の保護策と共に、町生活環境課と連携しながら、より緊急性の高い対策を取らなければならないだろう。	・粘土槨から出土した副葬品については、保管が複数の機関に分かれるが、所有者相互で情報を共有し、一体的に調査研究を進め、保存管理を進めていく必要がある。 ・複数の機関に保管される粘土槨出土遺体については、現況を把握し、適切な保存管理の策を考えていく。 ・後円部斜面の段築が不明であるので、追加調査を実施し、確定する。 ・東括れ部の裾に造出状の張り出しがあるが、その性格が不明のため、追加調査を実施し、解明していく必要がある。 ・円筒埴輪・長壺形埴輪・球形胴壺形埴輪が出土しているが、墳丘各平坦面の配列が不明の部分があるので、追加調査が必要である。	・墳丘や周濠部に生える、主に常緑樹木について、適量を伐採し、史跡の保護、及び景観回復を行う。特に、後円部斜面の常緑樹については、伐採を進める。 ・磯浜古墳群の国指定史跡の標柱が無い場合、製作・設置する。

表6-3 日下ヶ塚古墳の保存管理の方法

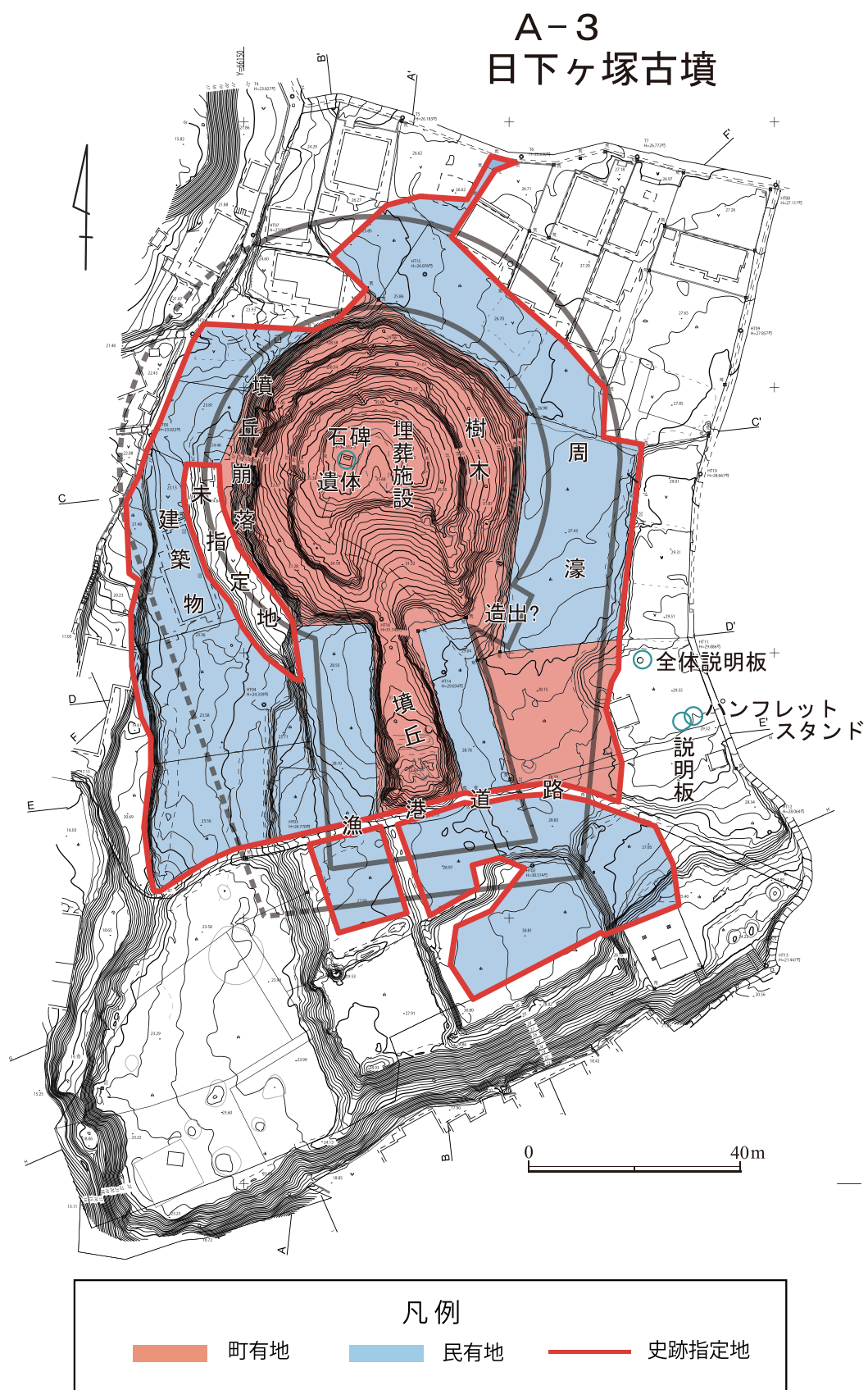


図6-3 日下ヶ塚古墳の保存管理の方法

1-2. 現状変更等の取扱方針と取扱基準

史跡磯浜古墳群の恒久的な保護を前提とし、本計画でうたう内容の実現に向けて、本質的価値を構成する諸要素について保存管理の方法を定め、史跡地のA地区内において予測される、現状変更等について、具体的な取扱方針を次のとおり設ける。

(1) 現状変更を認められない行為

- ・本計画書に定められた現状変更許可基準に反する行為
- ・史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある行為
- ・史跡の景観を阻害又は価値を著しく減じると認められる行為

(2) 現状変更の許可が必要な行為

史跡の現状変更は、『文化財保護法』第125条において、「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。」とされている。磯浜古墳群指定地において、現状変更許可申請が必要となる行為は、下記の通りである。

- ①建築物の新築・増築・改築、又は除却
- ②工作物の新設・増設・改修、又は除却
- ③土地の掘削・盛土・切土など地形の改変
- ④木竹の伐採・植栽
- ⑤地中埋設物の設置・撤去
- ⑥発掘調査、及び保存整備
- ⑦その他、史跡の保存に影響を及ぼす行為

以上の現状変更等は、磯浜古墳群の持つ本質的価値を十分に踏まえた上で、実施を検討、判断しなければならない。地下の掘削を伴う現状変更等に際しては、計画変更等の可否を見た上で、やむを得ない場合、事前の試掘確認調査・発掘調査を実施し、重要な遺構が確認された場合には、計画変更等を行い、遺構に影響を与えないように配慮する。

(3) 現状変更の許可を要しない行為

『文化財保護法』第125条では、続けて「ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。」とされ、1) 維持の措置、2) 応急措置、3) 影響の軽微である場合の3例が申請・許可が不要な場合として示されている。

1) 維持の措置

維持の措置の範囲を明示した『特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可

申請等に関する規則』（昭和26年文化財保護委員会規則第10号）より抜粋する。

- ・ 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- ・ 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- ・ 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

2) 応急措置

非常災害のための必要な応急措置の内容としては、下記の通りである。

- ・ 現に災害が発生し、またはその発生が明らかに予測される急迫の事態において執られる応急的措置
- ・ 事故等により緊急的対応が必要な場合に執られる現状に復する行為

3) 影響の軽微である場合

日常的な維持管理の行為も入り、下記の通りである。

- ・ **建 物**：室内掃除・雨どい清掃・庭の掃き掃除
建物内部の修繕・改修、建具調整、床材調整
外壁の塗装・屋根の葺き替え
- ・ **工 作 物**：日常的な管理
清掃・保守点検等や簡易な補修や破損・劣化による部分的な取り替え
- ・ **土 地**：ゴミ・落石等の除去
園路などの清掃、及び簡易な補修
- ・ **植生管理**：除草作業、枯損木・倒木処理、支障枝剪定、添え木などの設置、病虫害防除
- ・ **そ の 他**：その他、影響の軽微な行為

(4) 現状変更の取り扱いの権限

1) 茨城県教育委員会による現状変更の許可が必要な行為

文化庁長官の権限に属する磯浜古墳群の現状変更等に係る上記の内容の事務（許可及びその取消し並びに停止命令）は、『文化財保護法施行令』第5条第4項第1号（以下、抜粋）の規定に従い、茨城県教育委員会への申請、及び許可が必要である。

項 目		A-1.姫塚古墳	A-2.車塚古墳	A-3.日下ヶ塚古墳	判断・ 許可権者
土地の字名・地番		字米蔵地3510番1 字諏訪脇3511番	字諏訪2882番1・2882番3・ 2883番1・2883番3、 字諏訪脇2886番・2887番	字磯鼻2861番・2862番・2863番・ 2864番、字権現堂2836番1・2836番 2・2839番、字諏訪脇2879番1、字 日下ヶ塚2865番1・2865番4・2865 番6・2865番7・2865番8・2865番 17・2866番・2880番・2881番2	
建築物	・住宅	新 築	×		文化庁
	・物置	増改築	×		文化庁
	・車庫	除 却	(リフォームまでは可)		文化庁
小規模建築物	・その他の建築		○	(遺構に影響の無いように進める)	茨城県教育委員会
	・プレハブ	新 築	×	(調査・整備に伴うものは認める)	茨城県教育委員会
	・テント	増改築	×	(リフォームまでは可)	茨城県教育委員会
工 作 物	・その他の小規模建築物	除 却	○	(遺構に影響の無いように進める)	茨城県教育委員会
	・電柱・電線	新 設	×	(調査・整備に伴うものは認める)	茨城県教育委員会
	・ガス管・物干	増設・改修	×	(調査・整備に伴うものは認める)	茨城県教育委員会
変 形	・水管・下水道管	除 却	○	(遺構に影響の無いように進める)	茨城県教育委員会
	・史跡標柱		×	(調査・整備に伴うものは認める)	茨城県教育委員会
	・説明板・標識		×	(調査・整備に伴うものは認める)	茨城県教育委員会
伐 竹	・境界標		×	(調査・整備に伴うものは認める)	茨城県教育委員会
	・その他の施設		×	(調査・整備に伴うものは認める)	茨城県教育委員会
	・土地の掘削・盛土		×	(調査・整備に伴うものは認める)	茨城県教育委員会
栽 植	・切土・その他の地形変更		○	(景観回復、保存管理、調査・整備に伴うものなどは認める)	茨城県教育委員会
	・樹木(高木)の伐採		△	(浅耕栽培品にのみ限り可能。遺構に影響を与える植樹は原則不可)	茨城県教育委員会
	・樹木(低木)の伐採		○	(遺構に影響の無いように進める)	茨城県教育委員会
発掘調査	・植樹・草花の植栽		○	(遺構に影響の無いように進める)	茨城県教育委員会
	・野菜の栽培		○	(遺構に影響の無いように進める)	茨城県教育委員会
	・発掘調査		○	(遺構の性格・整備目的)	文化庁

表6-4 現状変更等の取扱基準

1. 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。）で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築。
2. 工作物（建築物を除く。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれの土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）。
3. 管理団体等による史跡の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設の設置又は改修。
4. 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修。
5. 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）。
6. 木材の伐採。
7. 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取。

2) 文化庁長官による現状変更の許可が必要な行為

1-2. (2) ①～⑦で示した現状変更の許可が必要な行為の内、(3) 現状変更の許可を要しない行為と(4) 1) 茨城県教育委員会による現状変更の許可が必要な行為の双方を除いた行為について、文化庁長官による現状変更の許可を受けるものとする。

以上の法令等、及び磯浜古墳群の指定地内で予想される建築物その他の工作物の新築・増築・改築、土地の形質変更、木竹の伐採等の各種現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の具体的な取扱基準を表6-4に示す。

なお、姫塚古墳、日下ヶ塚古墳、車塚古墳の地区区分別に現状変更等の具体的な取扱基準を示していきたい。

1-3. 土地の公有化

令和2年3月の史跡指定後、史跡指定地25筆の内、町有地4筆と神社地1筆を除く、民有地の20筆については、公有化までの暫定措置として、令和3年度以降、固定資産税と都市計画税を免除している(第2章第3節4)。令和3年度には、土地の境界が不明確であるため、全25筆について、境界の確認や面積を確定してきた。

これらの成果を受けて、文化庁の『史跡等購入国庫補助金』（補助金の額は、補助対象経費の5分の4）を使い、史跡指定民有地20筆を対象として、令和5年度以降、大洗町による直接買上を進めていく。

2.B 地区

史跡指定地外だが、磯浜古墳群・磯浜海防陣屋跡の遺構の一部が埋蔵されている、あるいは埋蔵されている可能性が高い範囲であるB地区については、古墳別にB-2～B-4地区に細分する。

B- 2：車塚古墳・五本松古墳・五本松下古墳の墳丘・周濠（溝）が埋没する範囲を含む筆のブロック

B- 3：日下ヶ塚古墳の墳丘・周濠が埋没する範囲を含む筆のブロック

B- 4：坊主山古墳の墳丘・周濠が埋没する範囲を含む筆のブロック

2-1. 個別の古墳の保存管理の方法

（1）車塚古墳・五本松古墳・五本松下古墳の墳丘・周濠（溝）（B- 2）

車塚古墳	五本松古墳	五本松下古墳
・墓地については、墳丘の完全保存に向けて地権者と交渉を重ねる。 ・周濠部のほとんどは、住宅の並ぶ未指定地である。転居や家の解体のタイミングで、国指定史跡の同意を得る。 ・町道 8-1178 号線、町道 8-1188 号線の 2 路線については、古墳と重複する位置で今後実施される可能性がある道路改良工事を見据え、町都市建設課と史跡指定に向けての協議を進める。	・墳形・規模・範囲が確定しておらず、北側の追加調査を実施し、解明する必要がある。 ・周濠の調査を追加し、古墳の時期を判別できる遺物を検出する。	・墳形・規模・範囲が確定しておらず、南西側の追加調査を実施し、解明する必要がある。 ・周溝の調査を追加し、古墳の時期を判別できる遺物を検出する。

表6-5 B-2地区における保存管理の方法

（2）日下ヶ塚古墳の墳丘・周濠（B- 3）

保存管理の方法

- ・後円部西裾の未指定地である字日下ヶ塚 2865 番 5 については、保存管理・整備上とも重要な筆であるので、地権者と交渉を重ね、国指定史跡の同意を得る。
- ・前方部前端には水戸財務事務所が所管する漁港道路が横切るが、保存管理、あるいは整備の上でも重要な筆であるので、追加指定の協議を進める。
- ・把握されていない周濠の西端について、範囲確認調査を実施し、その限界を明らかにする必要がある。

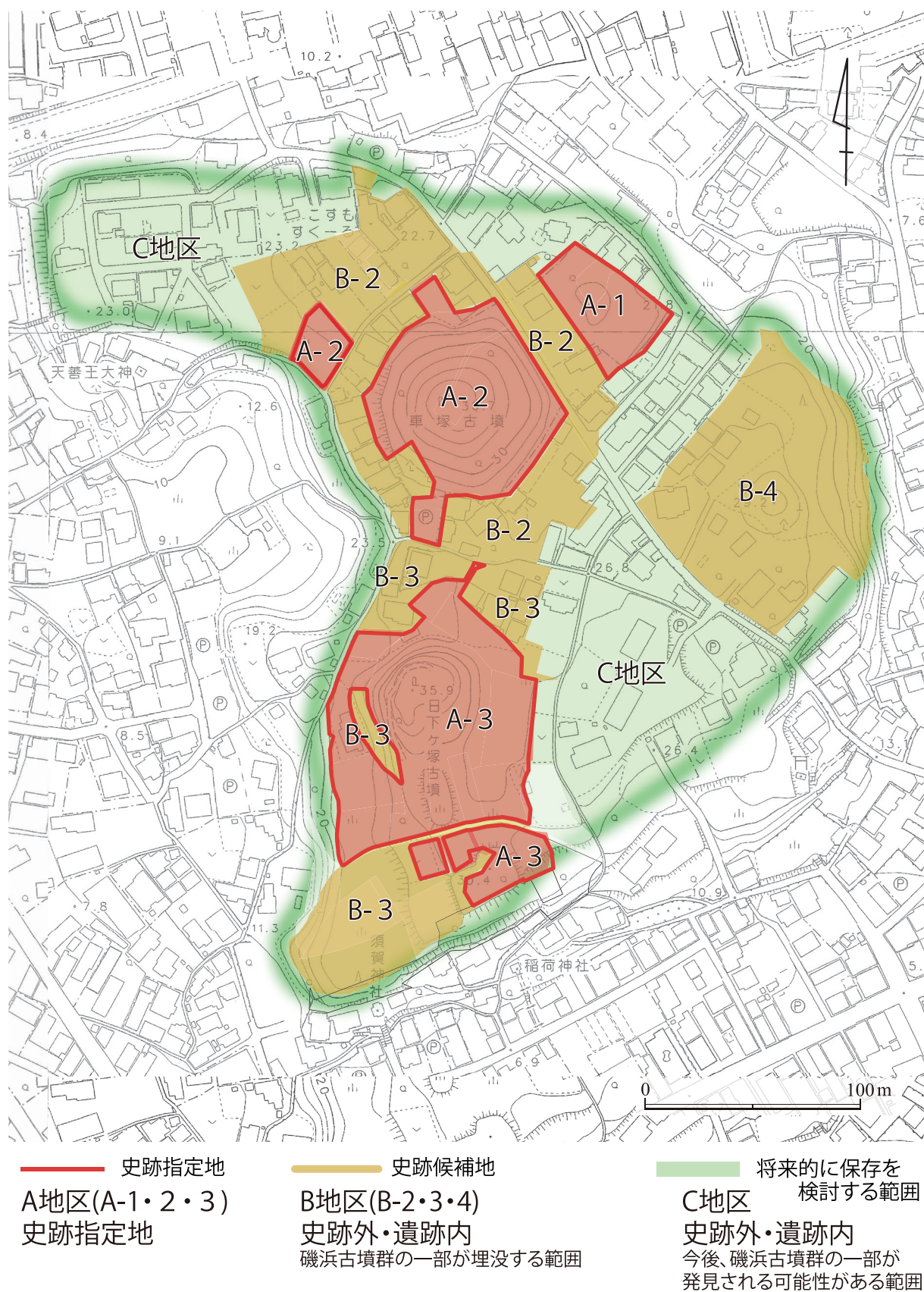


図6-4 詳細地区分類

(3) 坊主山古墳の墳丘・周濠 (B- 4)

保存に関わること	調査研究に関わること	管理に関わること
・ 墳丘斜面が削平され崩落が進んでおり、地権者と相談の上、対策を講じる必要がある。 ・ 墳丘の西側には宅地や私道が直接面しており、地権者と協議の上、保存の策を講じる必要がある。 ・ 後円部東張出部は近世近代の造成と判明したため、歴史的複合を考慮の上、将来的には墳形を復元する必要がある。	・ 後円部墳丘・周濠の直径が不明のため、追加調査が必要である。	・ 墳丘には樹木が、周濠部周縁にはモウソウチクが繁茂しており、定期的な樹木管理を行い、墳丘保護と景観を回復する必要がある。

表6-6 B-4地区における保存管理の方法

2-2. 追加指定

B- 2・B- 3・B- 4の史跡候補地については、現在でも指定地と同等の遺構が埋没する重要性を鑑み、地権者に重要性を伝える必要がある。その上で指定に向けた交渉を重ね、史跡指定をする必要がある。特に保存管理や整備の動線を考えた場合に重要となる筆については、積極的な追加指定の方策を立てる必要がある。

第1章第6節で触れた町の『第6次大洗町総合計画』に示したとおり、現在の日下ヶ塚古墳・姫塚古墳・車塚古墳の3基に加え、未指定のB- 4坊主山古墳一基の国指定史跡への追加指定が位置づけられているのは重要である。坊主山古墳の調査については、これまで令和元年度に測量調査、令和2年度に範囲確認調査を実施済みであり、それらの成果を総括調査報告書として取りまとめ、地権者の同意を得て、追加指定の具申書の提出に移行する流れを進める必要がある。現在のところ、総括調査報告書は編集されておらず、地権者の同意もまだであるから、今後、年次計画を立て、具体的に両事業を進めていくことが重要である。

追加指定を行ったB地区の土地については、A地区に組み込まれ、初期指定A地区と同様の扱いを行う。

2-3. 追加指定を受けた土地の公有化

追加指定を受けたB地区の内、民有地の筆については、町税務課固定資産税係と調整の上、既存のA地区と同様に、公有化するまでの暫定的な措置として、固定資産税及び都市計画税を減免することになる。さらに、境界確認を行った後、文化庁の『史跡等購入国庫補助金』を使い、段階的に直接買上を進

め、既存のA地区と一体的に保存管理・整備の策を講じていくものとする。

3.C地区

史跡指定地外で、磯浜古墳群の埋没はこれまでに確認されていないが、今後の調査によっては、磯浜古墳群を構成する遺構が埋没している可能性があり、将来的にB地区の史跡の候補地となる可能性がある範囲である。

3-1. 埋蔵される未発見の古墳

國學院大學の大場磐雄博士による昭和23～24年頃の磯浜古墳群内の踏査記録によれば、今日把握されていない複数の古墳が磯浜古墳群中から発見されていた（水戸第一高等学校史学会1948・1949、大場2010、大場・佐野1956など）。位置は未定ながら、磯浜古墳群のB地区からC地区の範囲内には、墳丘を削られた古墳が、埋没しているものと考えられる。

今後は、把握されている日下ヶ塚古墳・車塚古墳等の6墳ばかりではなく、未発見の古墳を明らかにし、前期～中期初頭を中心とする磯浜古墳群総体の構造を解明していく必要がある。古墳が把握されていないC地区を中心としB地区を含む空閑地について、計画的に学術的な調査を実施する必要がある。

C地区内の調査により、磯浜古墳群の本質的価値と関係する遺構が発見された場合は、その遺構の広がり を考慮した上で、史跡候補地としてB地区に組み込むこととする。

4. 望洋館・磯浜海防陣屋跡の保存管理の方法

磯浜古墳群の本質的価値にも、江戸時代の海防施設としての再利用が、歴史的重層性をもつものとして評価された。

望洋館跡・磯浜海防陣屋跡の構造については、未解明の部分があり、海防施設を対象とした追加調査を実施し、解明していく必要がある。磯浜古墳群日下ヶ塚古墳の指定地と重ならない望洋館・磯浜海防陣屋跡の筆については、追加調査の成果を報告書にまとめ評価が定まった範囲については、地権者の同意を得ながら、町指定史跡として町教育委員会・町文化財保護審議会で審議するものとする。

望洋館・磯浜海防陣屋跡については、町指定史跡と定まった後、保存管理や整備について、磯浜古墳群と一体的に進めるものとし、民有地については、公有化を検討する。

5. 太平洋と那珂川流域・涸沼水系の眺望の保存管理の方法

車塚古墳から海側の景観、日下ヶ塚古墳後円部からの景観、坊主山古墳からの海側の景観、磯浜海防陣屋跡から西側や南側の眺望、いずれもが樹木や竹類の生育により視界が遮られており、改善が必要である。江戸時代以来の四方の眺望、あるいは町景観計画にうたわれた視点場を形成するためには、計画的な樹木の管理が必要である。